#### 研究

### 近世津軽と深浦

## ― 深浦湊と海上往来を中心に ―

教職実践専攻(教職大学院) 瀧本 壽史弘前大学大学院教育学研究科 瀧本 壽史

#### はじめに

て一つの地域としての歴史を歩んでいる。である。この三地域はそれぞれの特色を持ちながらも、近世津軽においと合併し、さらに平成十七年(二〇〇五)に岩崎村と合併してできた町現在の青森県西津軽郡深浦町は、昭和三十年(一九五五)に大戸瀬村

た 進展の中で、 制度が動揺することは藩政の動揺にもつながっていく。 氏が藩政を確立していくための基盤となる政策であった。 他地域との違いを明確にしていきたい。この場合、弘前藩政の成立、確立、 くると考えている。 前藩政の流れの中に深浦を落とし込んでみることで、深浦の いる九浦制度からのアプローチである。 この深浦地域が近世津軽においてどのような地域であったのかを、 特色を明らかにしていきたい のであろうか。この点に着目しながら、 揺と深浦地域との関係性を見ていくことで、 深浦湊、 その切り口が、 大間越関所の役割 深浦湊と大間越関所を構成者として 九浦制度は近世大名として津軽 機能はどのように変容していっ 近世津軽における深浦の地域 近世深浦の特色も見えて この九浦制度の 従って、この 地域的特色、 弘

### 、近世津軽の枠組み

## )幕藩制国家の枠組み ―― 四つの窓口 ――

臣に対して訓諭している。 ていく。 る。このような中で、 となり、以後二百年にわたって、オランダ・中国、 下におくことを主要な目的として「鎖国」 は家督相続にあたって「蝦夷地警衛ハ家督相続第一之公務」であると家 わっておらず、例えば天保十年(一八三九)弘前藩 情報の交流の大動脈となっていった。江戸後期になってもこの認識は変 しての役割を幕府から期待され、 幕府はこの四つの窓口を維持しながら幕藩体制を確立していくことにな ダ商館を長崎の出島に移した寛永十八年(一六四一) アイヌ民族以外との交渉を閉ざすことになった。 (長崎・対馬・ 知のように、 同時に松前・蝦夷地と津軽・南部を結ぶ津軽海峡は、 · 薩摩· 江戸幕府は、 松前) 松前口の対岸にある津軽は を通しての異国・異民族との交流であり、 キリスト教の禁教政策や対外貿易を統制 弘前藩のアイデンティティーともなっ 政策をとった。 いわゆる「四つの窓口」 「蝦夷北狄之押へ」と 一一代藩主津軽順 朝鮮国、琉球王国 頃迄には鎖国状態 平戸のオラン 人・物 承

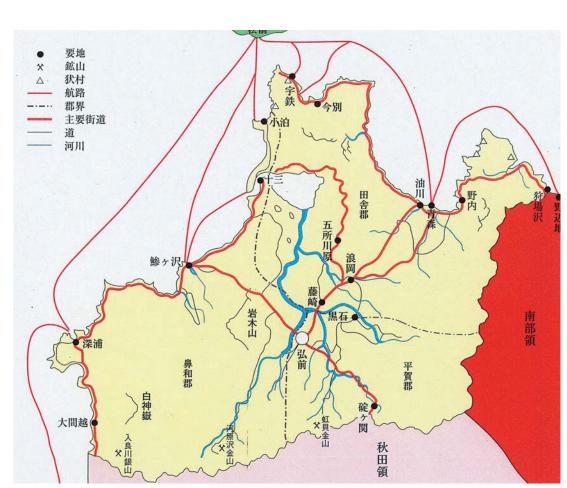
確立の中で成立していった四つの窓口という枠組みの動揺は幕藩体制の 政五年の日米修好通商条約で神奈川・長崎・新潟・兵庫が開港し、 世紀後期以降の西欧諸国の来航による開港要求であり、 は翌年から横浜 て幕府は安政元年(一八五四) なくなると、幕藩体制は動揺 ごじような展開は近世津軽 揺と直結していたのであり、江戸幕府崩壊へと続いていったのである。 L かしながら、 この幕藩制国家の枠組みである四つの窓口が維持でき (神奈川)・ 長崎・ 弘前藩においても見られた。 の日米和親条約で下田・箱館を開港、 ついに崩壊していくことになる。 箱館の三港で始まった。 その外圧によっ 幕藩体制 貿易 一八

# (二) 弘前藩の枠組み ―― 九つの窓口=九浦制度 ―

備し、 核をなすものであった。 する九浦制度を、 行うために、 通構造の中で、 を中心とする全国的な海上流通網が完成した。 廻り海運)・ 多様な商品輸送を開始した。 といった藩の窓口を限定することによる統制方式である。 最も重視し、 弘前藩四代藩主津軽信政の時代であり、藩政確立期における諸施策の中 になると、 七世紀前半、 江戸・大坂への物資輸送、 河村瑞賢が出羽酒田を基点として江戸に至る太平洋海運 日本海海運 六つの湊と三つの関所を津軽領の海上・陸上交通の窓口と 種々統制に力を入れたところであり、 領内の基本的な流通機構、 菱垣廻船などが大型の帆船を用いて大坂から江戸 寛文期から延宝期(一六六一~八〇)に成立させた。 この九つの窓口は、 (西廻り海運) 一七世紀後半の寛文期(一六六一~七二) 特に領内米の江戸・大坂廻漕を円滑に のルートを整備し、 交通運輸機構の統制体系を整 弘前城下を除けば弘前藩が 弘前藩はこの全国的な流 いわゆる出口・入口 江戸と大坂 (東

ては下図に示した通りである。蟹田・今別を「二浦」といって区別することも多い。九浦の位置につい沢を特に「両浜」といい、また、青森・鰺ヶ沢・深浦・十三を「四浦」、大間越・野内の各関所(津軽三関)の総称である。この内、青森・鰺ヶ人浦とは、青森・鰺ヶ沢・深浦・十三・蟹田・今別の各湊と碇ヶ関・

各浦 三馬屋 沖横目が置かれた。 ている。 米制が整備された時期でもあり、 開発等で米の生産高が倍増し、 々には年貢米を含めた荷物の移出入を監視したり、 九浦町奉行と総称されることもあった。 浦にはその地位保全のためにそれぞれの地名を冠した町奉行がおか 岩木川舟運もこの時期に整備された。そして岩木川流域の津軽 金井ヶ沢・小泊に置かれ、 寛文四年 (一六四四) 領内米を江戸・大坂に送る弘前藩の廻 両者は一体となって推進されている。 同七年には中師・内真辺にも置かれ の定めでは四浦のほかに平舘 九浦制度成立の時期は、 役銀を徴収する 新



(図1)「近世津軽領主要交通図」(『青森県史 資料編 近世2』口絵)

廻漕する「十三小廻し」体制も確立している。平野の米は岩木川を下して十三湊に集荷され、さらに海上を鰺ヶ沢湊に

5 ている。 の移出、 限られ、 留守居をしていた。 円覚寺に寛永十年 (一六三三) 北国船絵馬を奉納した庄司太郎左衛門は 坂に一本化され、蔵元商人との関係も変わっていった。 (一六八七) からは下関、 坂 資 領内米を鰺ヶ沢へ廻漕する「十三小廻し」体制の中に位置づけられ、 して位置づけられた。十三湊は、 中世以来 0) 頭には水深が浅くなり大型船の入津ができなくなったことから陸上交通 寛永二年 の幹線で弘前城下から最短距離にあった鰺ヶ沢湊が日本海海運の拠 ことから、 、得しなければならなかったため敦賀に蔵屋敷を置いたとされる。 米を確保する必要があり、 前敦賀の商人であり、 なっている。これにともない、敦賀・大津に置かれていた蔵屋敷も大 廻米は当初敦賀(現福井県敦賀市)で陸揚げされ大津経由で京都・大 (の中継地及び材木移出湊としての機能を果たすことになった。上方 さて、 へ運ばれていたが、 津軽氏は豊臣政権や徳川政権初期に京都勤番や不時の合戦に備えて 蝦夷地への物資集積地として発展していった。 また松前・蝦夷地交易の拠点ともなり、 九浦諸湊の地位と機能であるが、青森湊はその開 「大浜」として栄えた油川が衰退していったことはよく知られ (一六三五) 方、 太平洋海運の拠点として位置づけられた。 中世「三津七湊」 敦賀は畿内・北陸を結ぶ交通の要所であったことか 幕府による江戸藩邸への御膳米廻漕許可にあった 河村瑞賢の日本海海運の刷新によって貞享四年 寛永年間に弘前藩の委託を受けて敦賀蔵屋敷の 瀬戸内海を通って全てが大坂に送られるよう さらには蔵米を上方市場で売却して現 先述したように岩木川舟運で運ばれた の一つに数えられた十三湊は、 青森は領内米の 外浜着船は青森に 後ほど触れるが このような中で 港の契機が 近世初 江戸 点と 銀 物

中世以来の日和待の良港であり、近世に入っても西浜第二の湊としてそこれら三湊の機能としては廻米制との関わりが強かったが、深浦湊は

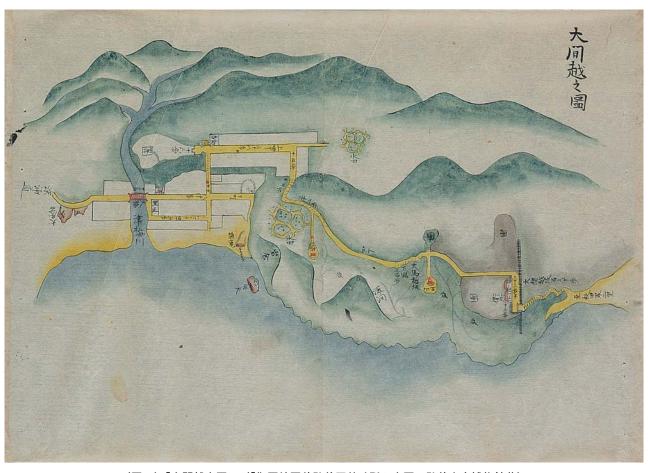
果たしている。蟹田・今別とともに材木の移出湊としてもその機能を松前へとつながっている。入船数が津軽領内船よりも他国船が多いのはの機能は継続した。津軽領への最初の入口であり、船路は深浦から直接

ことから、 ば享保四年 運の整備期であるとともに、 と碇ヶ関は藩政成立期には既に確認される。 部領に通ずる野内の三つの関所のことである。 が三七五人、 成立過程の中で成立したものと考えられる。 など)も行われており、 は低下していった。 経由の羽州街道に変更したことから、幹線道路としての西浜街道の 大間越を通る西浜街道としていたが、 入ると、西浜街道の生活道路化が見てとれる。 出入について監視した。 津軽三 |関は秋田領に通ずる羽州街道の碇ヶ関と西浜街道 一七世紀中頃の成立とされる。 (二七一九) 碇ヶ関が一一六四人、野内が七五○人であり、 野内関所は寛文七年に関所番二人の名前が判明する 六月~八月迄の各関所の総出入り数は、 両浜・四浦・二浦同様、 何れも明確な設置年代は不明であるが、 街道の整備 寛文五年 (拡幅・松並木・架橋・一里塚 この時期は、 ちなみに 当初弘前藩は参勤ルートを 旅人の出入りや物資の (一六六五) 津軽三 「国日記 一関も九浦制度 前述の海運や舟 の大間越、 一八世紀に から碇ヶ関 によれ 大間 大間 地 0 越 移 南

点に 期 盤とした弘前 張の内海船など、遠隔地を結ぶ廻船が発達したことによるも 世紀中期以降兆候が見え始め、 ことになるが、一方でその特権を突き崩す力も生じてくる。 制度においては、 いわゆる北前船の時代である。 以上述べてきたように、 ついては第四節で述べる。 つではあったが九浦制度を脅かす存在になっていた。 藩政の動揺にもつながっていくことになる。 その窓口の地位保全のために様々な特権が付与される 一七世紀中期、 そして九浦制度が動揺し、 一八世紀末頃からの日本海の北前船や尾 寛文〜延宝期に成立した九 深浦はこの時 九浦制度を基 のであった。 それは一八



(図2)「深浦港之図」(山形岳泉「合浦山水観(西浜)」青森県立郷土館蔵)



(図3)「大間越之図」(「御国縮図並弘前同其外所々之図」弘前市立博物館蔵)

### 一、深浦湊と海上往来

地域の特色を明らかにしていきたい。 に置きながら津軽領における深浦湊の在りようを見ていくことで、深浦本節では深浦湊をめぐる人や物の海上往来について、その時期を念頭

#### (一) 奉納船絵馬

が多く、 である。 認でき、 れる8 富樫兵右衛門が円覚寺に奉納した吉本善興景映の 五七・八%と江戸期が極めて高い比率となっている。 また、 島が二三・九%、下北半島が一二・○%であるのに対して、 治に分類し江戸期について見てみると、全県的には二九・九%、 く奉納されていたことが明らかにされている。 定様式の船絵馬の最古のものは、 定化され、 津軽半島で二八五点、 昆政明氏の調査によれば、 海安全を願って奉納する船絵馬は、 この点から考えると、全県的に見れば西海岸は江戸期に出入船 年代的には一八世紀中頃に出現し、 深浦には早い段階で一定様式の船絵馬が入っていたことが知ら さらには版画化されるなどして大量に作られるようにな 下北半島で七五点、 一定様式の船絵馬は、 天保七年 (一八三六)、 需要が高まるにつ 幕末から明治にかけて広 これをさらに江 全県合計で四六九点確 「春日丸・八幡丸図」 西海岸で一〇 西海岸では 越後寝谷の 署名入りの れ 津軽半 戸と明 様 式

見てみたい。周知のように最も古い船絵馬は点と、指定外で年代の分かる船絵馬一七点、 最古のものでもある。 てい 本 越 海 ح 海 前 る の点を踏まえて、 :敦賀の庄司太郎左衛門が奉納した「北国船絵馬」であり県内 運 「円覚寺奉納海上信仰資料」 0 主力廻船であり、 周知のように最も古い船絵馬は、 北国船は江 円覚寺所蔵の重要有形民俗文化財に指定され 面 木造の堅牢な構造で、 戸初期 の中で年代の分かる船絵馬九三 から一八世紀前半までの 合計一一〇点の年 寛永十年 帆走と人力 (一六三三) -代を 日



(図4)「春日丸・八幡丸図船絵馬」(吉本善興景映 天保七年 円覚寺蔵

岸の傾向は、円覚寺においても見ることができるのである。 られるが、 五○年代の三○年間がそのピークであり、 戸時代の仏像・什物等六五点の年代調査によっても確認できる。 年代の傾向をそのまま反映している。これらのことは、 五九)に多く奉納されている。円覚寺への諸奉納は近世初頭のものが見 は文政年間(一八一八~二九)以降、 江戸時代のものが明治期の約二倍あり、 を併用した船として知られる。その後は天保年間(一八三〇~ 以降の絵馬であり、 寛延~天明年間(一七四八~八八)までが四点であり、 一八世紀中期までは少なく、 一八四〇年代がピークとなっている。 特に天保~安政年間(一八三〇~ 天保から安政期、 西海岸の一定様式の船絵馬奉納 船絵馬に見る海上往来の西海 円覚寺所蔵の江 一八三〇年~ これに その後

### 一)海運関連石造物

後は円覚寺の寛延二年 年(一六五八)と万治二年(一六五九)の狛犬、青森市小金山神社の寛 甕槌神社)である。 沢 野辺地五ヶ所六基、青森三ヶ所三基、今別一ヶ所二基(今別八幡宮)、鰺 に調査し、二一ヶ所で八七基を確認している。内訳は下北九ヶ所六六基 津軽・下北地方の内、 関根達人氏の調査をもとに深浦の特徴を見ていくことにする。関根氏は 花崗岩(御影石)や福井市足羽山産の笏谷石がよく知られている。 代と一八三〇年代の天保期以降ピークを迎え、 七九〇年代以降であり、 越前三国の半兵衛が奉納した狛犬型鎮子。 一ヶ所二基 (白八幡宮)、深浦一ヶ所七基 (円覚寺)、岩﨑一ヶ所一基 (武 海運で運ばれてきたものには石造物も多い。石材としては瀬戸内産の (一六六五) の狛犬と続いている。 石材の多くは花崗岩であった。これらのことから、 年代別で最古のものは円覚寺の慶長三年(一五九八) 銘文に他の地方の地名が刻まれているものを対象 (一七四九) 幕末まで継続して確認できるが、一七九〇年 の手水鉢があるのみで、 何れも笏谷石製である。 次いで今別八幡宮の明暦四 一八六〇年代には減少し 海運関係石 その後は 以下、

もこの点を裏付けるものといえる。
末~一七世紀前期と考えられる笏谷石製の円覚寺の宝篋印塔(県重宝)いうことが分かる。紀年名はないが、その形状・装飾技法から一六世紀て、深浦円覚寺は近世初期のものが見られるという特徴を持っていると造物が近世中期までは少なく、一八世紀末以降増加していく傾向にあっ

## (三) アイヌ民族関連資料

における受容の在り方を示す貴重な資料となっている。その商品価値に着目して流通させており、北方交易路の存在と和人社会である。多くの北方民族の手を経てアイヌ民族にわたり、さらに和人が「山丹交易」によってもたらされた中国製の絹織物で北方経由の交易品である。とにする。蝦夷錦は一七世紀から一九世紀にかけて行われたここでは深浦町で確認できる蝦夷錦、アットゥシ、イナウについて述

(三点)と浄念寺(二点)に所蔵されている。墨書や関連記録で年代の現在青森県では三三点確認されておりそのうち五点が深浦町の円覚寺



(図5)「狛犬型鎮子」(慶長三年 円覚寺蔵)

流入したことが確認されている。 時期にあたる、 ぼ一七八○年代~一八六○年代、 念寺の水引二点は享和三年(一八〇三)と文化九年(一八一二)のも 文内敷は文政七年 町 分かるものが一二点あり、最も古いものが天明二年(一七八二) 往来がもたらしたものであった。 であり、 0) 鰺ヶ沢町願行寺の牡丹文水引である。<br />
年代の分かる円覚寺所蔵の牡丹 小 その品質分析によっても一八世紀末から一九世紀中葉に青森県内に 泊 の西願寺にある牡丹文内敷、 何れも松前の人物が願主のものである。 いわゆる北前船の時代である。 (一八二四)、牡丹文戸張は嘉永三年 (一八五〇)、 一八世紀後半以降のものと考えられる 船絵馬や石造物が増加する時期と同じ 最新のものが文久元年 蝦夷錦は蝦夷地との海上 青森県内の蝦夷錦はほ の中 浄

た。 でも確認できるのは、蝦夷錦同様、蝦夷地との海上往来によるものであっ 耐水性や防寒性の高さから地元で製作したものも見られる。深浦におい 出稼ぎ者・蝦夷地警備者らが蝦夷地から持ち帰ったものであるが、その 上などの樹皮織物である。一八世紀後期から明治にかけて海運従事者・ アットゥシはアイヌ民族の衣文化を代表するもので、オヒョウやシナ

ある。 円覚寺にこのように大量にイナウが奉納された背景には、 たものが見られることから、 明 0 行に関わって海神や岬の神に捧げたり、 は一九世紀前半には確認されている。本州では三二点のイナウが確認さ とともに海神に捧げるなど、海上信仰に関わってのものである。 治二十年(一八八七)~同二十二年に奉納されたイナウの中に類似し 来歴は不明であるが、 近年確認され、 アイヌ民族が神々への奉納品とした祭具であり、 その内二七点が円覚寺に所蔵されている。 注目されているものにイナウ(アイヌ民族の御幣 若宮八幡神社 明治二十年頃のものとも考えられている。 (石川県輪島市門前町黒島町)に 海難などの緊急時に危急の祈 海での生業・航 円覚寺のイナウ やはり蝦夷錦 文献上



(図6)円覚寺蔵「イナウ」

数の北前船が来港していたことと関係があろう。やアットゥシと同様、円覚寺が海上守護・航海安全の祈願寺であり、多

が分かる。 率では、 域よりも生活実態において比較的蝦夷地と強い関係性を持っていたこと これを九浦の中の六湊の中で比較すると、全体の出稼ぎ者数の比率は八 ぎである)の人数を見ていくと、深浦は総人数一三六六人、内男六六四人、 に、 いる。家を支える男性労働力の出稼ぎ者が多いことから、 八五%で四番目に高くなっている。 四九%で青森に次いで二番目、男比率は一四・四六%で最高、女比率は二・ 女七○二人、出稼ぎ者総数一一六人、内男九六人、女二○人となっている。 前図書館蔵)によって他領稼ぎ(基本的に松前・箱館・蝦夷地への出稼 治元年 (一八六四) 以 蝦夷地 上のような深浦と蝦夷地との海上往来の強いつながりを示すも 男が二四・八一%で最高であり、 への出稼ぎ状況と、 「九浦町中人別戸数諸工諸家業総括牒」 深浦湊への入船数とその船籍がある。 特に一六歳~五九歳の実労働人口比 女は四・八二%で四位となって 深浦は他の地 (弘前市立 元 0

多く領内船が少ない。 割合を算出しているが、これによると秋田二一・二%、 いるのであり、 覚寺文書七七点をもとにした「円覚寺奉納物データベース」(円 支える面と、それを崩していく要因を内包した湊といえるのである。 ていたことも示しているのである。その意味では、 秋田・北海道などの近隣諸国や北陸方面が多く、関西・瀬戸内方面が少 八%となっている。 東北・関東甲信越・東海一・四%、 (この内半数が深浦)、その他北陸七・二%、関西地方二・二%、その他 みぎわ氏は、 同じようなことが深浦湊への入船数とその船籍からもいえる。 に記載された奉納者等(全五四二七件)の住所について地域 鰺ヶ沢湊のように積出湊としての位置づけがなかったことを示して これらのことは、 新潟一三·九%、 慶長三年(一五九八)~大正八年 一方で北前船の活発な活動とともに地域間交易が進展し 円覚寺奉納者から見る深浦湊は、 既に注(5)で示した所でもある。 深浦が日和り待湊としての機能を果たすととも 富山一〇·九%、 瀬戸内・山陰九州一・一%、 山形八·七%、 (一九一九) 深浦湊は九浦制度を 圧倒的に他領船が 他領船の中では 北海道・樺太 青森七·四% までの 不明九 ]覚寺制 別 今 円

## 四)諸資料に見える深浦湊

次ぎに絵図や文献史料から深浦湊を見ていくことにする。 これまで、実際の物、人の動きから深浦湊と海上往来を見てきたが、

うに記録している。 かったのであるが、アンジェリスは深浦に滞在したときの様子を次のよ離飛崎・松前・蝦夷が記載されている。一行は深浦を経由して松前に向森関係の地名として、秋田・深浦・小泊・高岡・津軽・南部・田名部・は松前を訪れているが、その時の見分に基づいて描かれた地図には、青元和四年(一六一八)、キリスト教宣教師ジェロニモ・アンジェリス

かって船出した。(中略)船のよい便があったので、乗船した。と前述の殉教者のことを調べてから、私は津軽を発ち、蝦夷国に向

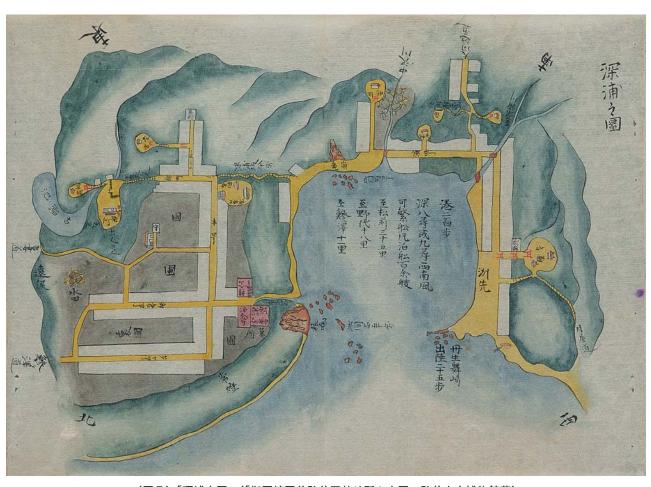
で手間どってから、私たちはその船に乗って蝦夷へ向かった。 ころが、悪魔は私のこのたびの渡海をひどく妨げようとした。といころが、悪魔は私のこのたびの渡海をひどく妨げようとした。といころが、悪魔は私のこのたびの渡海をひどく妨げようとした。といころが、悪魔は私のこのたびの渡海をひどく妨げようとした。とい

いったとも考えられるのである。 いったとも考えられるのである。 しいったとも考えられるのである。 とは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに行われる隠し荷揚げや隠し積みなどの温床となってまることは、のちに対している。

にある。 
り、現存する最も古い津軽郡惣絵図であるが、深浦湊の説明に次のよう 
り、現存する最も古い津軽郡惣絵図であるが、深浦湊の説明に次のよう 
写 青森県立郷土館蔵)は幕府から作成が命じられて提出したものであ 
正保二年(一六四五)「陸奥国津軽郡之絵図」(貞享二年(一六八五)

田領渡鹿迄三拾五里、但西南風舟かかり吉、北風悪し、此間口百五拾四間、深サ八尋九尋、是より松前へ弐拾五里、同秋

方面からの船が最初に入る湊であり、松前へ直行するための唯一の湊でていない。「渡鹿」は戸賀(現秋田県男鹿市戸賀)である。深浦は秋田に入る航路の二本の航路が引かれ、領内の他の湊と結ぶ航路は記載されまた絵図には深浦から直接松前に向かう航路と、南方面から直接深浦



(図7)「深浦之図」(「御国縮図並弘前同其外所々之図」弘前市立博物館蔵)

深浦之間

る。<sup>20</sup>

なお、深浦以外は要点のみの記載とした。

深浦とその周辺の湊の状況について次のように記されてい

されている。

要道である大道筋とそれに準ずる脇道、

立弘前図書館蔵)は、

知られるのである。

係から積出湊として位置づけられなかったことが、この二本の航路から

慶安二年(一六四九)「津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳」

(弘前·

市

主

右の正保国絵図の解説書にあたるものである。

その他の小道や船路の概要が記

でいえば、深浦が日和り待湊としての役割を担わされ、

他領船が多いのはこのためであり、

九浦制度との関わ

ŋ

鰺ヶ沢湊との関

津軽領内における南と北の出入り口であった。

前

述したように、

あったことが分かる。

舟かゝり吉、 間口百五拾四間、 北風悪シ、 遠さ弐百間、 自是松前へ海上弐拾五里 但北風ニて渡ル、 深さ八尋九尋、 南風ニ 東南西風 而

- 大間越板貝之間 又秋田領とが迄海上三拾五里、 小船弐艘程入、大船ハ不入、
- 舮無シ崎之間 小船三艘程入、大船ハ不入、
- 金井ヶ沢之間 荒磯、大船ハ不入、弁才舟三艘程入、
- 九尋、 鰺ヶ沢之間 自是松前へ海上拾五里 間口弐拾四間、 遠さ三町、此外荒磯、深さ八尋
- 十三湊 さ一里廿三両、 湊之広さ九十間、 但大舟ハから舟にて入ル 深さ四尺三寸四寸五寸、 湊之内遠
- 上八里、 小泊之間 間口四方五十間宛、 深さ三尋四間 自是松前 海
- 見ま屋之間 うてつ之間 弁才舟三艘程入、 間口弐拾四間、 間口三拾五間 自是松前へ海上六里 遠さ弐町卅間 遠さ五拾五間 深さ三尋、 深さ
  弐尋、 大船 但 小

深浦湊と周辺諸湊とを比較してみると、深浦湊は一七世紀中頃までは、

湊であったことが分かる。 での米や諸物資の移出入は厳に規制されなければならなかった。 規模においても大型船の出入りのできる良港としても、 しての拡大も鰺ヶ沢を越えることはなかった。 役割分担をしっかり区別しておくことが大切だったのであり、 しかし九浦制度の維持のためには鰺ヶ沢湊と 日本海側最大の 湊町と 深浦湊

た興味深い史料がある。文化七年(一八一〇)成立の「寛政律」である。 この点と関係して、なぜ深浦と十三湊が四浦に指定されたのかを述べ モ少ナク、船ノ出入モ寡キ事ナレトモ古ヨリ天下ニ名ヲ知ラシメタ ニテ出入船モ多ク、尤大場ナレトモ、 ト称シ、各其市中ノ政令ヲ掌ルナリ。 故、 右四官(青森・鰺ヶ沢・深浦・十三町奉行―筆者注) 其格ヲ昇セラルナラン。 深浦、 其内青森、 十三ノ如キ、 鰺ヶ沢ハ東西ノ浦 ヲ四浦奉行 市中人家

ての機能が活用できないために「十三小廻し」体制を取って鰺ヶ沢と一 世にかけて最も知られた日和待ちの湊であった。 馬や狛犬型鎮子やアンジェリスの日本地図に見られるように中世から近 た中世以来の良港であり、 ているのは、 港町として繁栄させている。その両浜とともに四浦として町奉行をおい 在感と力を対外的に示そうとしたのである。 た津軽氏はその領地支配のために中世以来の由緒ある十三湊と深浦を取 るからである、としている。十三湊は中世、三津七湊の一つに数えられ 日本海海運の拠点と位置づけて優先的に出入船数の拡大を図り、 つまり、 この点が深浦の大きな特質であり九浦制度に占める深浦の役割とい 活用することで、 深浦湊は中世以来の日和り待湊として活用していったのであ 青森・鰺ヶ沢は九浦制度の両浜として整備し、 中世以来、天下に名を知られていた 中世以 深浦は、例えば円覚寺に奉納された北国船絵 来の津軽地域を切り取った津軽氏の存 こうして、 近世大名として成立し 「格」によるものであ 太平洋海運 一湊は湊とし 大きな

えるのである。

#### Ξ 西浜街道と大間越関所

### 参勤ルー

通って京へと向かっている。 用して行われた。為信から秀吉への鷹献上も深浦、 て日本海沿岸を南下し、 ら南部氏からの独立を勝ち取ろうとしていくが、そのため、 公的道路であり、 近世初期の参勤交代ルートも西浜街道を通っており、 の抗争もあり、 京・大坂に基盤をおく政権であったことから、また、南部氏や秋田氏と 弘前藩初代藩主となる津軽為信は、 豊臣政権や初期徳川政権との関係強化は八森・能代を経 中央文化の入り口でもあった。 また敦賀・三国・小浜等を結ぶ日本海海運を 松前氏の鷹献上も同じルートで行われた。 豊臣政権との関係強化を図りなが 大間越の西浜街道を 西浜街道は第一の 豊臣政:

寛永十年(一六三三)は大間越から津軽領に入っているが、 通って盛岡藩領に入るようになった。幕府巡検使ルートも変わっている。 安定したことも背景にあったと考えられている。同じ頃、 関経由の羽州街道に変更された。西浜街道は海岸部で坂が多く道幅が狭 天和元年(一六八一)は碇ヶ関から津軽領に入っている ルートも三厩に上陸し、 くて危険だったこともあったようであるが、盛岡藩や秋田藩との関 かしながら、寛文五年(一六六五)、参勤ルートが西浜街道から碇 外浜の松前街道を南下して青森から奥州街道を 松前氏の参勤 寛文七年

(II) 大間或員斤)り、……と九浦制度は密接に関係していたと考えられるのである。(SI) 七世紀後半のこの時期は弘前藩四代藩主津軽信政による九浦制 勤 ル 0) 度

## 大間越関所の地位低下と出入り人数

参勤 ルートの変更にともなって、 津軽三関の出入り人数が変化し、 津

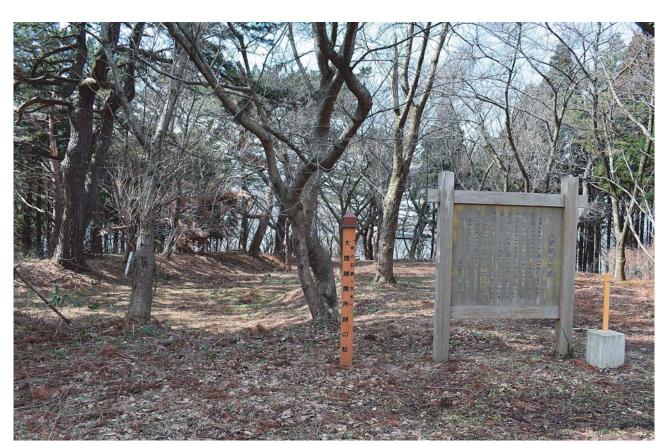
でも じであった。 街道の順位で記載されていくようになる。 越・野内御関所出入改様之覚」とあり、大間越は碇ヶ関に次ぐものとな 越は地理的位置と同様、左下の一番隅の角に置かれている。 所を回る双六であるが、振り出しは碇ヶ関であり、上がりは岩木山であっ 濱名所雙六」(弘前市立弘前図書館蔵) 軽領内における地位も変化した。藩の正式記録である「弘前藩庁日」 ともに四ヶ所分の大きなスペースをとっているにも関わらず、 また駄賃定めなどにおいても、 国日記 天保期の津軽の俳人である三谷句仏の編になる「発句合外 元禄三年(一六九〇)三月二十五日条には「碇関・ 碇ヶ関街道、 は九浦を含む津軽の名所五三ケ 民衆レベルでもその認識は同 青森・松前街道 西浜 記

羽州街道に取って代わられるようになったのである。 藩にとって重要な道であったが、 大間越約四〇人であった。 同六年までの月平均片道通行者数は碇ヶ関約二五〇人、野内約一〇〇人、 同四年はそれぞれ、 同様であり、 大間越、そして西浜街道は中世からの道であり、 七一七)は碇ヶ関二四九九人、野内一九五七人、大間越九五五人、 一八世紀中期以降になると、間道、そして抜け荷の道となっていった。 ○○人、一五四三人、七二三人となっている。また、享保二年から② |関所の出入り人数を「国日記」をもとに比較すると享保二年 九浦制度との関わりで考えていく必要がある。 五〇四二人、二一二三人、 大間越、 一七世紀中頃からその地位を碇ヶ関 西浜街道は生活道化していたのであ 九六五人、 近世初期までは弘前 この変容は深浦湊 同六年は

## 九浦制度の動揺と深浦湊・大間越関所

#### )抜け荷の横行

容は次のようなものであった。深浦町奉行への下命である(「国日記」一八世紀中頃になると、諸湊の取り締まりが強化されてくる。その内



(図8)「大間越関所跡」(二〇一九年三月筆者撮影

宝暦元年(一七五一)二月十五日条)。

#### **覚** (中略)

様申付候間、其旨問屋共江可申付事、沢まて附参候分、深浦下改より鰺ヶ沢下改共迄送書を以付届候、諸廻船商売物深浦着岸之上、同所ニ而荷物船揚致、陸付ニ而鰺ヶ

口付通分、同所下役共迄送り書差遣候様可申付事、附、右荷物不限何品ニ而も、深浦にて荷上、陸付ニ而鰺ヶ沢

- 屋并船宿共急度可申付事、一、船々深浦間懸り日和待之内、積荷・揚荷共に隠積等無之様、問
- 外余分之船揚堅停止申付候、其分問屋船宿共江も急度可申付事、一、諸廻船水主帆待物諸色船揚之儀、近年猥に相聞得候、前々定之
- 一、上磯・下磯海辺抜荷吟味之儀、前々之通無油断吟味可申付事、
- 其旨相心得候様漁船・小船等迄も急度可申付事、(中略)出入抜荷手段紛敷致方之者見当申候ハヽ詮儀之上急度可申付候、一、船々湊出入、前々之通定場之外堅く出入無用申付候、若猥ニ
- 者立合、 候荷物、 段大間 間 越ニ而御役取立来候処、近年半途にて抜荷手段有之段相聞得候 諸廻舟深浦湊間懸り之節、 越 後秋田領江陸付通り荷物之分、 色品員数書上候様申付候間、 御役取立之上前々より深浦湊送り書を以付賦り、 町奉行所迄送り書差遣可申候、 陸付にて大間越口より秋田領江差遣 其旨問屋共江可申付事、 御役深浦湊二而取立、 右改方之儀勤番下改之 大間 (後 其

船宿に申し付けること。廻船の水主たちが自分の裁量で勝手に積み乗せ日和り待の期間に、積荷・揚荷ともに隠し積みなどがないよう、問屋やまで送ることとし、下役人が荷改めをして送り状を遣わすこと。深浦でる。深浦湊は本来荷揚げ湊ではないが、荷揚げした場合は陸送で鰺ヶ沢ここでは、深浦湊出入船の取締、特に船荷改めを厳重に申し付けてい

ているようであるが決められた分以外の荷の船積みを堅く禁止す をするようなことがないように漁船や小舟に至るまで申し付けること。 解の出入は決められたところ以外は入船を禁止しているが抜け荷 でするようなことがないように漁船や小舟に至るまで申し付けること。 とこと。上磯・下磯のあたりでの抜け荷が無いように油断なく監視する ですること。上磯・下磯のあたりでの抜け荷が無いように油断なく監視する ですること。上磯・下磯のあたりでの抜け荷が無いように油断なく監視する ですること。上磯・下磯のあたりでの抜け荷が無いように油断なく監視する

させ、両浜の特権を揺るがすものであった。 貢積出港として位置づけてきた藩の流通統制体制である九浦制度を動揺の対象となっていたことになる。これら抜け荷行為は青森と鰺ヶ沢を年深浦湊は抜け荷の湊として、また西浜街道は抜け荷の間道として取締

## (二)両浜の苦境と特権維持

なる。主な動きを年表風に見ていくと次のようになる。であり、九浦制度の維持のために鰺ヶ沢重視の政策をとっていくことにであり、九浦制度の維持のために鰺ヶ沢重視の政策をとっていくことに出湊の鰺ヶ沢の衰微は日和り待湊である深浦の衰微以上に避けたいこと出演の保護策を展開していく。鰺ヶ沢と深浦の関係でいえば、年貢積なる。主な動きを年表風に見ていくと次のようになる。

宝暦四年(一七五四)大間越領の森山湊、深浦湊領の岩崎村に船出入

り禁止令を出すとともに深浦湊への荷揚げも禁止した。

深浦湊での荷揚げが許可された。た所、青森・鰺ヶ沢への入津船を除き、松前・南部への通船の荷に限りた所、青森・鰺ヶ沢への入津船を除き、松前・南部への通船の荷に限り、明和八年(一七七一)深浦町中から深浦の衰微について弘前藩に訴え

締まり強化令が出された。明和九年(一七七二)金井ヶ沢湊に隠米や荷揚げが多いことから取り

しかしこれに対して鰺ヶ沢商人が差し止め要求を藩に提出した。弘前藩は一旦拒否したものの翌年から三年間に限り荷揚げを許可した。安永七年(一七七八)深浦惣問屋・商人が荷揚げの全面許可を要求。

から水主の手荷物のみ許可することとした。寛政十年(一七九八)弘前藩は深浦湊への荷揚げを許可したが、翌年

散であり、 接 節で見てきたような深浦湊への人・物の往来状況はまさにこのことと密 れた流通統制体制全体の崩壊を導く存在となっていったのである。 た鰺ヶ沢湊を脅かす存在となり、 九浦の一つに指定されながら、一八世紀後半には九浦制度の頂点にあっ り強化となって表れたのである。深浦湊は中世以来の日和り待湊として O隠し荷揚などを引き起こし、 かったものの、 による商品取引を活発化し、密接な地域間交流は、 入っての弘前藩の対応がわかる。 な関係にあったのである。 横行につながっていったのである。 ケ沢湊商人らは何としても従来通りに深浦湊への荷揚げを防ぎた 領内の流通・運輸統制が動揺したことへの対応が、 深浦湊への荷揚げ状況が続いていることから、 関所・陸送においても間道を利用した抜荷 一九世紀に入ると「九浦崩れ」といわ 全国的な商品流通の活発な展開は民衆 九浦以外を利用した商品経済の拡 抜荷・抜米・隠し積 その間に 取り締 ま

された。( ) 内筆者注。 文久元年(一八六一) 青森町年寄から弘前藩へ次のような建白書が出

申故、 は御締の相違する事也、 0 両浜江船々入津成れり、 御締は厳敷、 (前略) 青森は外ヶ浜、 小泊、 却而上磯辺江漂泊致し、 深浦よりは余程緩かに、 船々入津に相成りても (中略) 当時は却而両浜は厳重、 上 磯、 五俵十俵と隠津出米積込候様に成れ 近年は前に申如く、 下磯よりは余程緩かに、 外処は悉く厳重にするは自然 (津出米が) 外場は緩めり、 早速之間に合不 当 所 鰺ケ沢は (青森湊) 是

**積入れる津出米が間に合わず、周辺の湊から隠し津出米が積み込まれては逆になっており、取締を厳重にすればするほど、船の入津があっても従来は青森・鰺ヶ沢以外への入津を厳重に取り締まってきたが、現在** 

は、「九浦崩れ」そのものであるといえるのではないだろうか。船の入津忌避となって他の湊の進出を助長していくという構造の現出浦制度を維持しようとすればするほどその統制は厳重となり、逆に他国いる状況になっている、という苦境の訴えである。両浜を頂点とする九

#### おわりに

を落とし込み、全体のまとめとしたい。 本稿「はじめに」において述べたように、弘前藩政の流れの中に深知

の窓口でもあったのである。

弘前藩政の成立期にあたる一六世紀末から一七世紀初めにおいては、弘前藩政の成立期にあたる一六世紀末から一七世紀初めにおいては、弘前藩政の成立期にあたる一六世紀末から一七世紀初めにおいては、弘前藩政の成立期にあたる一六世紀末から一七世紀初めにおいては、の窓口でもあったのである。

は特権的港町として繁栄していくことになる。 浦湊を近世的枠組みの中に取り込んだのである。 を活用され、 廻米制度・領内街道の整備を行い、 て青森・鰺ヶ沢の両浜を頂点とする九浦制度の確立により青森 の一つに数えられた十三湊も同様の論理で四浦に組み込まれるととも 立させた。深浦湊は中世以来の日和り待湊としての機能と対外的知名度 治世であった。 岩木川舟運と十三小廻しによって鰺ヶ沢と一体化していく。 七世紀中期は弘前藩政の確立期にあたり、弘前藩四代藩主津軽信政 古来からの「格」によって四浦に指定された。 河村瑞賢らの日本海海運の整備にともない、 流通統制体制としての九浦制度を成 この時期 中世において三津七湊 円覚寺奉納物 藩は中世深 弘前藩は こうし

湊の、ある意味では低位安定期、停滞期であった。所の出入人数も減少していく。日和り待湊として九浦制度を支えた深浦が減少し、参勤ルートの変更によって西浜街道の地位は低下し大間越関

漸増し、 よって北前船が登場し、 傾向を見せていく。 揺させていくことになるのである。この時期、 すような動きであり、 行われるようになった。 が行われ、 来日和り待湊であった深浦湊においても、蝦夷地との関わりで入船数が くるのである。 に終わった。 によって藩財政は困窮し、 八世紀中期以降、 荷揚げや積荷が行われるようになり、さらには隠し積や抜け荷 生活道と化した西浜街道においても間道を利用した抜け荷が 一方でこの時期は蝦夷地交易・近隣地域間交流の活発化に 北前船の海上安全祈願寺として円覚寺は再登場して 九浦の一員でありながらも、 弘前藩政は動揺期に入る。天明飢饉や蝦夷地警備 九浦以外への入船も見られるようになった。本 九浦制度の頂点に立つ鰺ヶ沢湊の特権を突き崩 財政建て直しを図ろうとした藩政改革も失敗 円覚寺への奉納物が増加 深浦は九浦制度を動

増え、 ク 仰 引き寄せたのである。 せ で 通 活動が一般化し北前船はますます隆盛していった。 ある。 九浦制度から自立した深浦に、 の拡大であり、 .の深化・拡大が図られていった。中世以来の円覚寺の全国的ネットワー 統制において機能しなくなったのであり、 九世紀中期、 藩体制が維持できなくなっていくこの中で、 逆に鰺ヶ沢湊や青森湊は苦境に立たされていった。 このような状況の中で円覚寺奉納物はピークを迎え、 再形成であるとしてもいい。 天保期以降の弘前藩は幕末に向けて崩壊期に入ってい 円覚寺は信仰の拠り所として船主らを 九浦崩れの状況に陥ったの 九浦制度を動揺 領域支配を越えた経済 他領船の深浦入津も 九浦制度が流 円覚寺信 ・崩壊さ

ての深浦のありようを見ていくと、近世深浦の特質が浮かび上がってくこのように藩政の動向の中に九浦制度の展開を置き、九浦の一員とし

る。

的ネットワーク形成の動向と中世以来の京・大坂方面との関係が背景に 寺院や大行院などの修験道各寺院とのネットワークの形成も、 を如実に物語っているといえる。 浦制 湊の経済活動によるものであった。その意味で、 びつきによる広汎な寺院ネットワークを円覚寺が形成できたのは、 覚寺であった。逆にまた、 隆盛の中において深浦湊は一層繁栄し、それは明治中期まで続いた。 前船などの経済活動によって活発化し、 揺・崩壊させる動きの中にも置かれた。 度の中で弘前藩政を支えるとともに、 軽において、 あったと考えられる。 方面との結びつき、 に津軽領内外の人々の心をつなぎ、 の深浦湊と信仰面で盛衰を共にしながら、 弘前藩政の崩壊を導くことになるが、そのような藩政の衰退と北前船 弘 度の展開と深く関わっているのであり、 前藩政は九浦制度を一つの枠組みとして展開した。 中世以来の日和り待湊としての機能を保ちながら、 一九世紀中期以降の蝦夷地を初めとする全国との結 中世末から近世初期における北陸・京・大坂 最勝院を頂点とする津軽真言五山の各 深浦湊を支え、 一八世紀中期以降、 その動きは領域支配を越えた北 一九世紀中期以降、 中世以来近世を通して深浦湊 円覚寺収蔵資料はそのこと 円覚寺は弘前藩政 維持してきたの 深浦湊は近世 九浦制度を動 九浦制度と この全国 九浦 が ح 円 津

できるのである。 在り方・関係性が、近世津軽における深浦の特質であったとすることが終ヶ沢湊や十三湊とは違う、このような中世以来の深浦湊と円覚寺の

#### 注

- 日条(1)「津軽旧記」『大日本史料』慶長十九年(一六一四)十一月二十五(1)「津軽旧記」『大日本史料』慶長十九年(一六一四)十一月二十五
- (2)『津軽歴代記類下』(みちのく叢書5、青森県文化財保護協会編)

# 国書刊行会、一九八二年復刊)天保十年八月七日条

- 森県、二〇〇二年) 森県、二〇〇二年) 資料編 近世2』口絵「近世津軽領主要行交通図」(青
- (4) 国立史料館編『津軽家御定書』「解題」(資料館叢書3、東京大学
- た。 一月~四月までの入船総数三一七艘中三○九艘が他国船であっ(5)「深浦勤中」(弘前市立弘前図書館蔵)によれば嘉永四年(一八五一)
- を使用している。以下「国日記」と略記する。
  六日条。「国日記」と「江戸日記」があるが、本稿では「国日記」(6)「弘前藩庁日記(国日記)」(弘前市立弘前図書館蔵)寛文七年八月
- 2 (近世1)』(弘前市企画部企画課、二○○二年)を参考にした。第二巻 近世』(青森市、二○一二年)、『新編弘前市史 通史編通史編2 近世』(青森県、二○一八年)、『新青森市史 通史編(7)本項の記述にあたっては、前掲注(3)第四章解説、『青森県史
- 二〇〇二年)(8)昆政明「青森県の船絵馬」(『津軽西浜に船がもたらしたもの』深浦町、
- (9) 拙稿「弘前藩九浦制度の展開と北前船の活動時期をめぐって」(同
- 一九九二年) 3次調査概要)」(青森県立郷土館『調査研究年報 第一七号』(10)「自他国永代寄附姓名記」(円覚寺蔵)及び「青森県の仏像(第
- 一四四号、二〇一八年)(11)関根達人「津軽・下北の近世海運関連石造物」(『弘前大学国史研究』
- 沢町古文書学習会、二〇一二年) (12) 伊東信「深浦町における笏谷石造物」(『北前船と津軽西浜』鰺ヶ
- (13)拙稿「青森県内所在の蝦夷錦について」(榎森進他編『北東アジア

## の中のアイヌ世界』岩田書院、二〇〇八年

- 青森県、二〇〇三年) 「日本県大・柴正敏「蝦夷錦の品質と年代」(『青森県史研究 第8号』
- 研究所、二〇一九年)を渡ったイナウーアイヌと和人の文化交渉史の研究』東京文化財(15) 今石みぎわ「本州の社寺に奉納された明治期のイナウ」(今石編『海
- 青森市、二〇〇一年) (16) 浪川健治「幕末期の村落と民衆移動」(『市史研究あおもり 4』
- (17) 前掲注(15) に同じ
- 森県、二〇〇一年) 森県、二〇〇一年) 「青森県史」資料編 近世1』口絵「アンジェリスの日本地図」(青
- 世編1)』弘前市市長公室企画課、一九九六年)(19)「北方探検記 アンジェリス旅行記」(『新編弘前市史 資料編2(近
- (『弘前大学国史研究』七五号、一九八三年)(20)同前書(19)及び福井敏隆「津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳.
- (21) 『深浦町史 上巻』 (深浦町、一九八五年) 所収
- (22) 長谷川成一編『津軽・松前と海の道』(吉川弘文館、二〇〇一年)
- (23) 弘前大学国史研究会編『津軽史事典』(名著出版、一九七七年)
- (24) 『弘前市史 藩政編』(名著出版、一九七三年)
- 北学院大学東北文化研究所、一九八四年)(25)難波信雄「津軽藩九浦制沿革小考」(『北方日本海文化の研究』東
- (26) 同前論文(25) に同じ
- (27) 『青森市史 (二) 港湾編』 (青森市役所、国書刊行会、一九八二年)